

IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

1 現状と課題

家庭・地域は、社会を構成する基礎であり、生活の基本的な場です。

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが自らの意思でその生き方を選択できるようにするとともに、家族が相互に協力し、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスのとれた生活ができるようにすることが重要です。

しかしながら、家事・子育て・介護等の多くは、依然として職業の有無にかかわらず、女性が担っている現状があります。また、自治会など地域における男女共同参画も、未だ進んでいない状況がみられます。

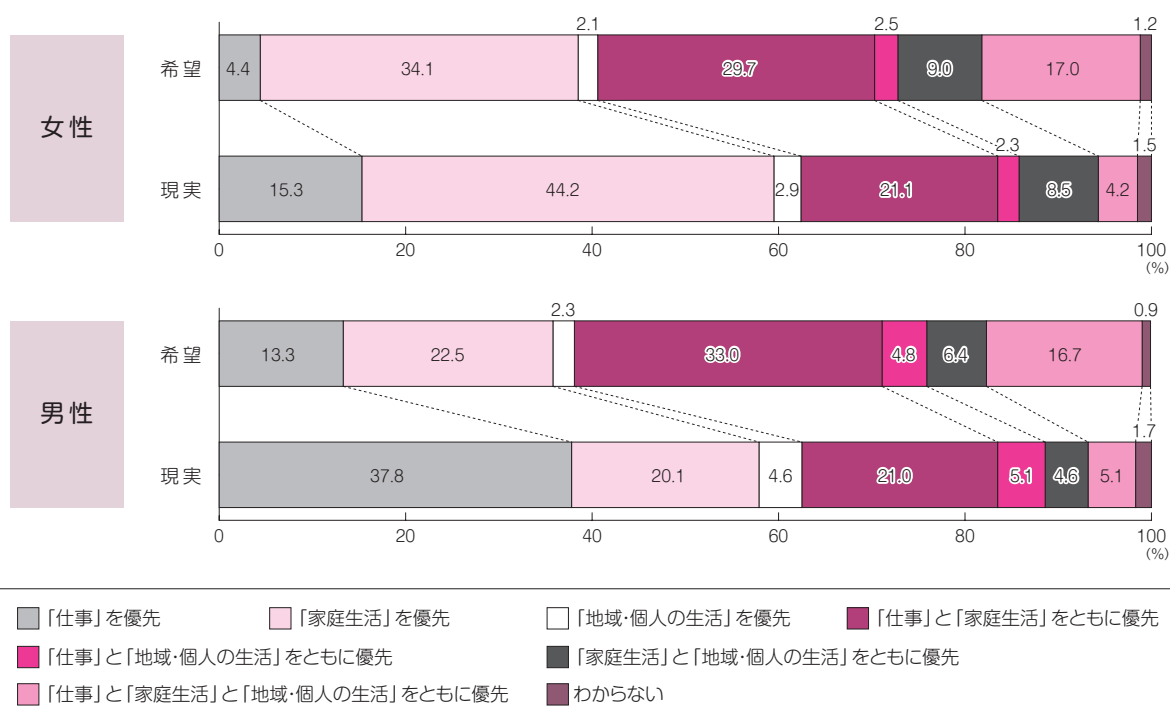
一方、少子高齢化が急速に進み、本県では人口の減少傾向が顕著になってきています。さらに、核家族や共働き世帯の増加、地域の間人関係の希薄化などもあって、家庭・地域における子育て、介護、教育等の機能低下や家族の孤立化など、さまざまな問題が生じています。

子育てや介護について、家族の多様化、ライフスタイルの変化等に伴う多様なニーズに的確に対応するとともに、地域や社会全体で支援していくという気運としくみづくりが必要です。

また、地域づくり活動や防災活動など、地域の課題を解決するためのさまざまな活動が、男女共同参画のもと、多様な主体の協働により進められることが重要です。

DATA

■仕事と生活の調和に関する希望と現実（全国）



出典 内閣府 男女共同参画社会に関する世論調査（平成21年）

2 めざす姿

【地域・社会】

- 男女が共に積極的に地域活動に参画し、子育て、介護、教育等について互いに支え合う地域づくりが進められています。また、地域づくりや防災、環境保全、観光振興等の地域活動にも、男女が共に参画するとともに、多様な主体の協働により、活動が進められています。

【家庭】

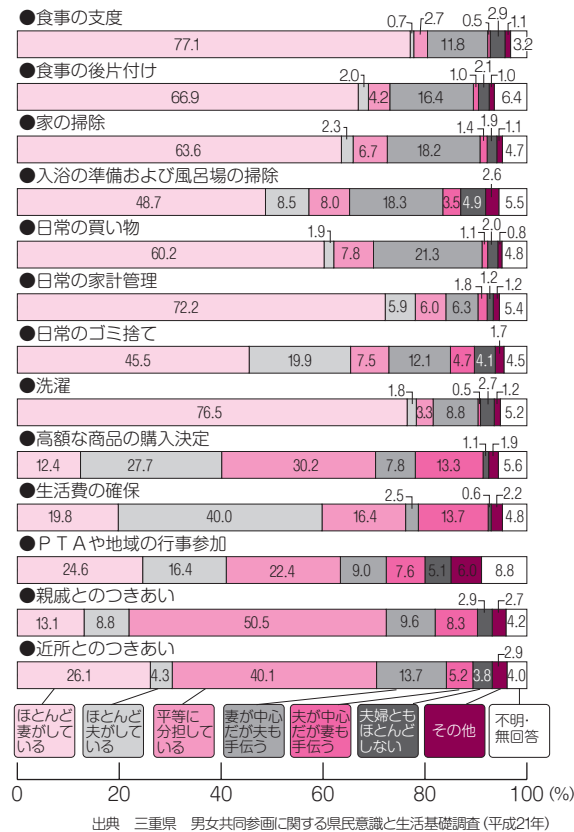
- 一人ひとりが性別にかかわらず、家族の一員としての責任を果たしながら、家庭生活とその他の活動とのバランスのとれた生活を営んでいます。
- 男女が、必要に応じて社会的支援を受けながら、協力して子育てや介護の責任を果たせる環境が整っています。

【働く場】

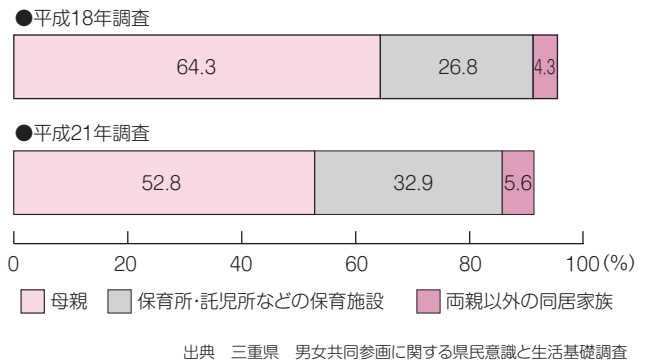
- 男女が共に家庭や地域生活を大切にするという意識が社会全体に浸透し、多様な働き方が選択できる職場環境が整っています。

DATA

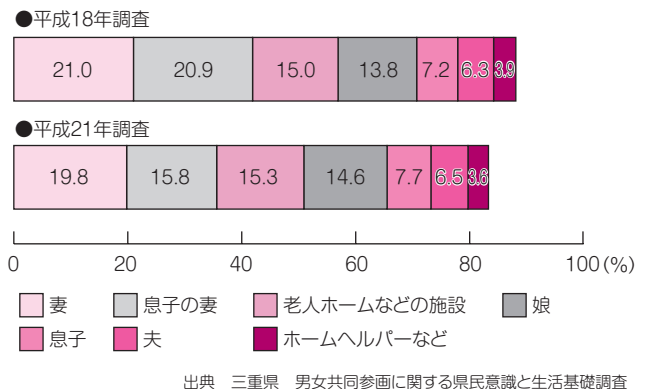
■夫婦間での家事等の分担について（三重県）



■平日の日中に幼児等の世話をする人（三重県）（上位3項目の抜粋）



■主に高齢者等の世話をする人（三重県）（上位7項目の抜粋）



3 施策の方向等

施策の方向と施策

1) 家庭、地域、職場におけるバランスのとれた生活への支援

家族を構成する男女が、家庭・地域の一員としての責任を果たしながら、それぞれの選択により、家庭、地域、職場などにおいてバランスのとれた生活をおくることができるよう支援します。

■施策

- 労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しに合わせて、家庭や地域における生活の大切さについて、社会的気運を高めるため普及啓発を行います。
- 子育て、介護、家事等の家庭における活動について、男女が家族の一員として相互に協力しながら責任を果たす意識および社会全体でそれらを支援する意識を高めるため、普及啓発を行います。その際、男性の理解が促進されるよう工夫します。
また、学校教育、生涯学習を通じた普及啓発の取組を進めます。
- 育児・介護休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度を活用するよう普及啓発を進めます。
- 育児や介護等に関する各種サービスについての相談、情報提供を充実します。

2) 多様なニーズに対応した子育て支援

子育てに関する相談・支援体制を整備するとともに、ニーズに対応した多様な保育サービスの充実を支援します。

また、地域に密着した多目的に利用できる子育て支援施設の整備を促進します。

■施策

- 地域子育て支援拠点施設（注17）の育児に関する相談指導、情報提供、子育てサークルの育成活動を支援します。
- 電話による家庭教育・子育て・いじめ・子ども自身の悩み等についての相談体制を充実します。
- 家庭や地域の多様なニーズに対応できるよう、低年齢児保育、延長保育、一時保育（一時預り事業）、休日保育、病児・病後児保育等、多様な保育サービスの充実を支援します。
- 市町の放課後子どもプラン（注18）による放課後対策事業（放課後子ども教室（注19）や放課後児童クラブ（注20）などの取組）の推進のため、市町、関係者に対し支援を行います。
- 地域における子育ての相互援助活動として行われるファミリー・サポート・センター（注21）の充実を支援します。
- 地域における子ども・若者の豊かな成長を支援する活動を推進します。

3) 介護を支援する環境の整備

介護保険制度の普及啓発と円滑な運営が行われるよう支援するとともに、介護に関するサービスの情報提供や相談・支援体制の整備を促進します。

■施策

- 介護保険制度、介護サービス、介護事業者のサービス内容、各種施設等の情報を積極的に提供します。
- 介護サービスについての県民からの苦情・相談に的確に対応するとともに、市町が介護保険制度を円滑に運営できるように支援します。
- 介護を必要とする高齢者が、住み慣れた家庭・地域で生活できるよう在宅サービスの充実を支援します。また、施設サービスを必要とする高齢者のニーズに対応するため、特別養護老人ホーム（注22）、介護老人保健施設（注23）等の整備を支援します。
- 一人ひとりの尊厳に配慮した介護が行われるなど、介護サービスの質の向上をはかります。そのため、専門職員の人材確保と研修の充実を支援します。
- 市町に設置されている地域包括支援センター（注24）を中心に、介護予防の推進、高齢者やその家族への相談体制の整備などの取組が、地域全体で行えるよう支援します。
- 総合的な認知症対策を推進します。

4) 地域活動における男女共同参画の促進

地域づくり、防災、環境保全、観光振興等の地域活動において、男女共同参画が促進されるよう努めます。

また、NPO（注2）、ボランティア等の活動を支援します。

■施策

- 地域において住民や市町等と協働し、男女共同参画が促進されるよう普及啓発を行います。
- 多様な主体が協働するとともに男女共同参画の視点をもって地域づくりが推進されるよう努めます。
- 防災や観光振興等の活動において、男女共同参画の視点もふまえニーズ把握や方針決定が行われるなど、男女共同参画が促進されるよう努めます。
- 男女が、多様な活動に参加しやすいよう、託児サービスの提供、ベビーチェアの設置などソフト・ハード両面での環境整備を促進します。
- NPO、ボランティア活動を一層活発化させるための情報提供、相談、地域のネットワークづくりへの支援、人材育成のための研修等を行います。